

二ツ山市営住宅用地の東側余剰地処分について

建設部 地域計画課

1 趣 旨

二ツ山市営住宅の東側余剰地（飯田市山本 6722 番地 1 宅地 31,641.21 m²の内、約 3,700 m²）の処理について、飯田市が 12 区画の宅地分譲をおこない、山本地区の定住促進を推進する。

2 過去の経過

- (1) 平成 20 年 12 月及び平成 21 年 3 月に、市議会建設環境委員会協議会において、二ツ山団地建替基本計画(案)の協議の際に、二ツ山県営住宅用地(約 12,300 m²)も合わせての計画であるため、建替えにより余剰地が発生した場合、順次分譲をおこなうと説明した。
- (2) 平成 21 年 6 月、長野県から該当土地の無償譲渡を受けた。
- (3) 平成 21 年 9 月、35 棟、140 戸の建設をおこなう二ツ山団地基本計画が決定され、平成 22 年 1 月から工事が着工された。
- (4) 平成 26 年 6 月から、山本地域づくり委員会と余剰地の活用についての議論が開始された。
- (5) 平成 28 年 6 月、同委員会からの宅地として余剰地を活用したいとの要望を受け、東側余剰地から宅地分譲を始めることとした。
- (6) 平成 29 年 5 月及び同年 7 月に開催された、同委員会の振興交流部会での協議の中で、総合計画「いいた未来デザイン 2028」における「田舎へ還ろう戦略」の地域における重要項目として、子育て世代を中心とした宅地分譲に取り組むことを決定した。
また、譲受人の決定については、同委員会の意見を踏まえてほしいとの要望を受けた。

3 宅地分譲の手続きの流れ（別紙 1）

- (1) 受付窓口を山本自治振興センターとする。後日、市長から山本地域づくり委員会へ照会する申込者の適格性に関する意見聴取の前に、同委員会において事前調査を進めてもらう。
- (2) 地域計画課は書類を審査し、不備がない場合は同委員会へ、申込人についての意見を聞く。
- (3) 同委員会は申込者を評価し、地域として推薦できる者か否かを市長に回答する。
- (4) 地域計画課は、同委員会の意見を踏まえ、申込者の譲受人としての適格性を審査する。
- (5) 宅地分譲申込適格者へは、飯田市宅地造成事業宅地分譲要綱に基づき売却を進める。

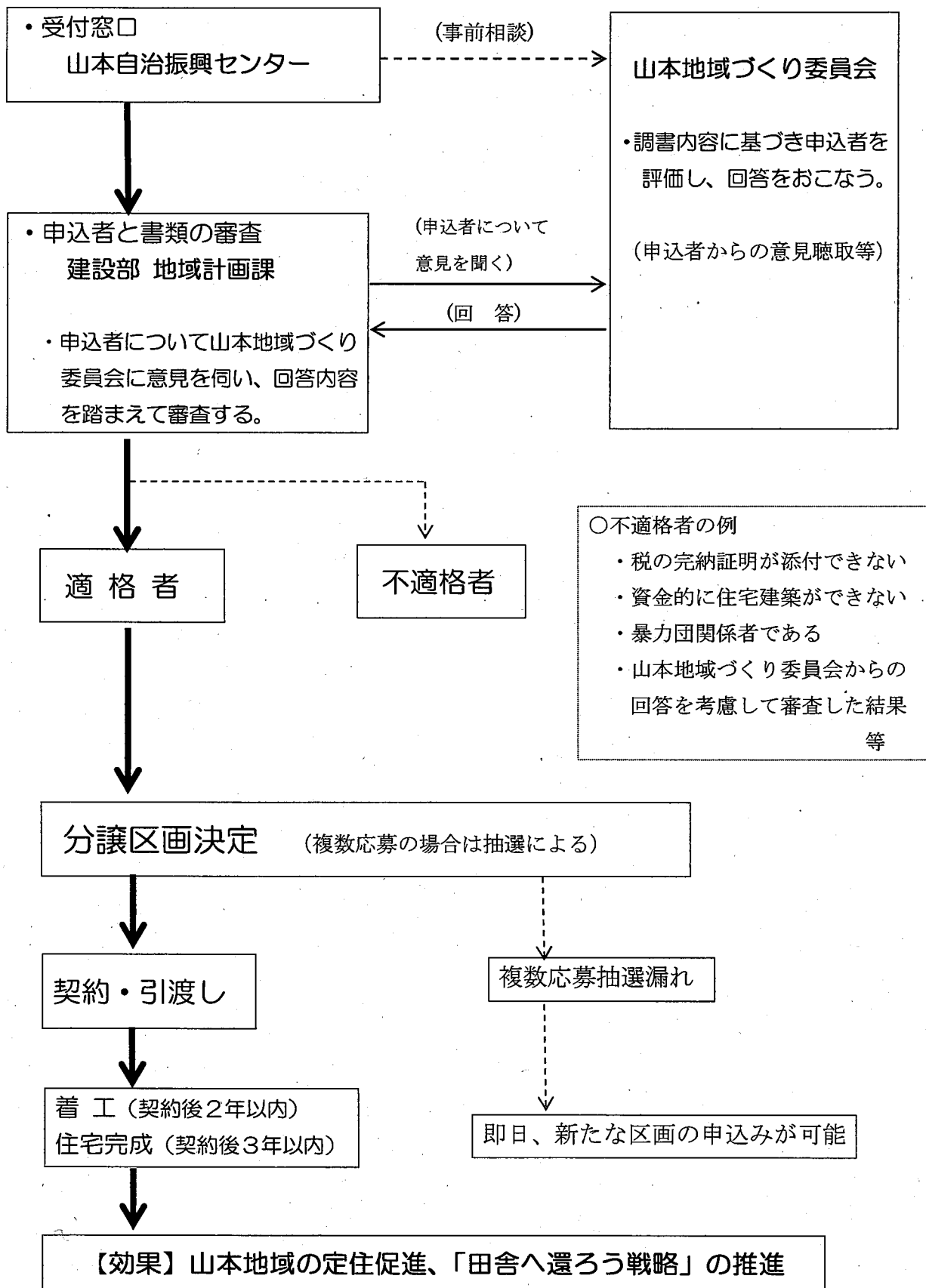
4 効 果

- (1) 山本地域への定住促進、人口流出の抑制
- (2) 飯田市普通財産の効果的な処分
 - ア) 東側と西側余剰地を、不動産調査意見報告書に基づく分譲価格に基づいて売却をおこなう。また、東側余剰地の収益を西側余剰地の造成費用の一部に運用することを検討する。

5 宅地分譲受付開始予定日

平成 30 年 4 月から申込み受付を開始する。

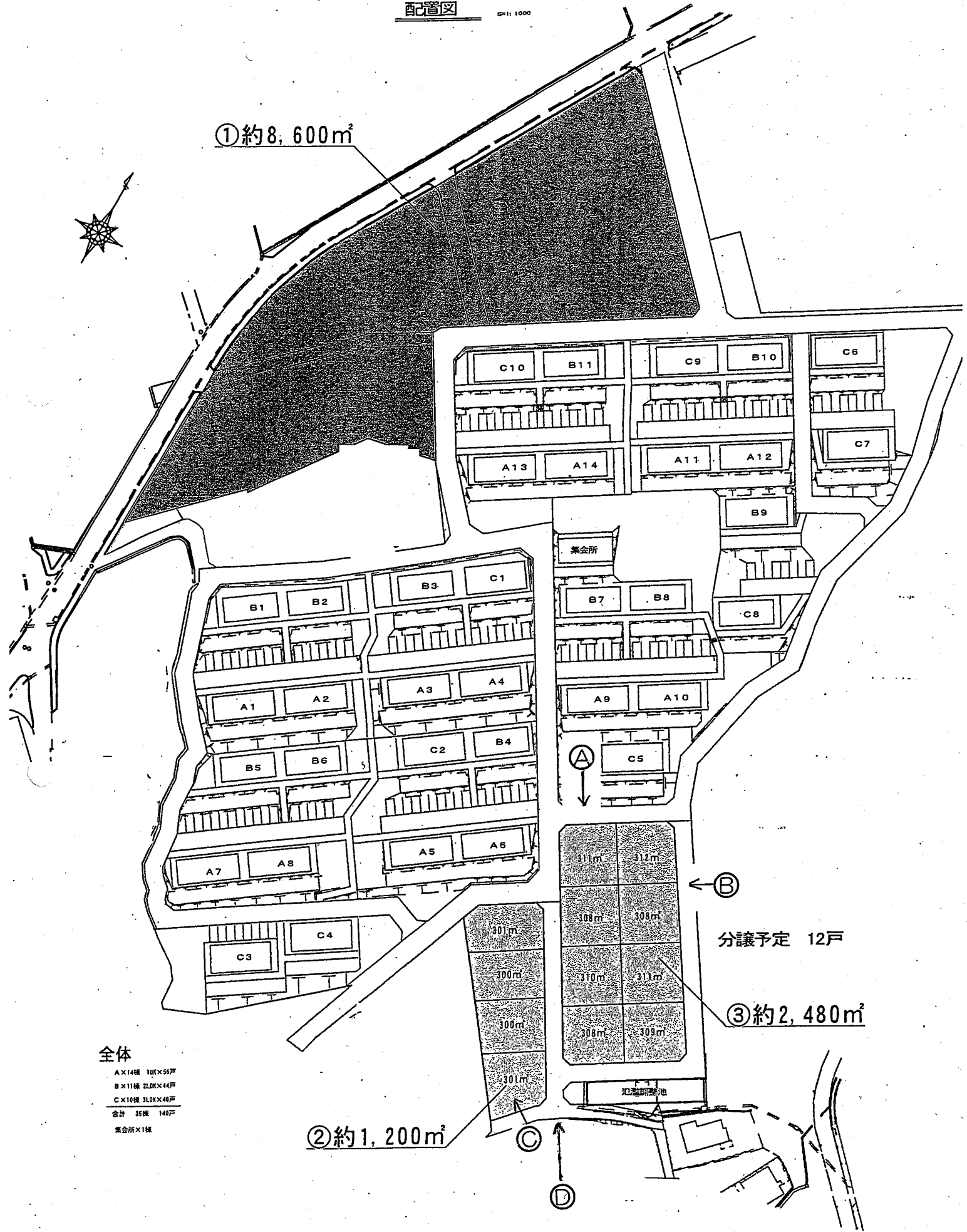
山本地域宅地分譲の流れ



配置図

Scale: 1000

①約8,600㎡



全体

- A×14棟 10K×56戸
- B×11棟 2LDK×44戸
- C×10棟 3LDK×40戸
- 合計 35棟 140戸
- 集会所×1棟

②約1,200㎡

分譲予定 12戸

③約2,480㎡



Ⓑ



Ⓓ



Ⓐ



ⓒ